

さいたま市自治基本条例検討委員会

第1回 会議の記録

(要約記録)

日時	平成22年4月27日(火) 18:45~21:00
場所	さいたま市役所第2別館 第3会議室
参加者 敬称略	(委員) 計19名 歌川 光一 / 内田 智 / 遠藤 佳菜恵 / 小野田 晃夫 / 栗原 保 / 小林 直太 / 高橋 直郁 / 中田 了介 / 古屋 さおり / 細川 晴衣 / 湯浅 慶 / 渡邊 初江 / 伊藤 巖 / 染谷 義一 / 中津原努 / 東 一邦 / 富沢 賢治 / 福島 康仁 / 吉川 はる奈 / (欠席者:三宅雄彦) (事務局:さいたま市) 計11名 政策局長 野尻房夫 / 政策局政策企画部長 田邊成弘 / 政策企画部参事企画調整課長 川島雅典 / 企画調整課副参事 高根哲也 / 企画調整課主幹 松本 孝 / 企画調整課総合振興計画係長 柿沼浩二 / 総合振興計画係主査 松尾真介 / 総合振興計画係主査 大砂武博 / 総合振興計画係主査 島倉晋弥 / 総合振興計画係主任 高橋 格 / 企画調整課企画係主任 清水慶久 (地域総合計画研究所) 計3名 森井緑朗 / 松岡宏 / 細田祥子 (傍聴者) なし
配布資料	・次第 ・委員名簿 ・席次 資料1 会議録の形式・公表について 資料2 さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱 資料3 さいたま市自治基本条例検討委員会傍聴要領 資料4 さいたま市自治基本条例制定基本方針 資料5 検討委員会の進め方について 資料6 記者発表資料「平成22年度さいたま市タウンミーティング(前期)を開催します」

1 開会

司会(事務局)

- ・ お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
- ・ 会議に入る前に、先日ご案内の通り、本市では、市民参加の推進と開かれた市政を進めるため、このような会議を原則として公開することとしている。「さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱」にて「委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開しないことができる」としており、本日の会議を公開としたい。

(異議なし、了承された)

- ・ それでは、会議録を作成するための録音、記録のための写真撮影を行うこととする。また、報道、傍聴者には公開とする。
- ・ ただいまから「第1回さいたま市自治基本条例検討委員会」を開催する。

2 委嘱状交付

(清水勇人さいたま市長より、各委員に委嘱状交付)

3 市長挨拶

清水勇人 さいたま市長

- ・ こんにちは。さいたま市長の清水勇人でございます。
- ・ 皆様方には、ご多用中にもかかわらず、「さいたま市自治基本条例検討委員会」委員をお引き受けくださり、誠にありがとうございます。
- ・ また、日頃より、市政各般にわたり、御支援、御協力いただいておりますことを、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。
- ・ さて、さいたま市は来年度、誕生10周年を迎えます。平成13年の三市合併から、平成15年に政令指定都市へ移行、平成17年には旧岩槻市と合併し、現在では人口122万人を超える市となりました。
- ・ 本市を取り巻く状況は、急速に進む少子・高齢化や地球温暖化の進行に加え、世界的な金融危機に端を発した地域経済・雇用の長期的な低迷、さらには、地域主権の実現に向けた動きや都市間競争の激化など、大きく変化しております。
- ・ このような中、市民の皆様一人ひとりが真にしあわせを感じることができる都市を実現するために、本市の自治の基本理念や市政運営の基本的事項を定め、いわば本市の憲法となる条例の制定が今、必要と感じております。
- ・ 私は、本市の自治基本条例を「市民の皆様が自ら創った」と言えるようなものにしたいと考えており、是非、委員の皆様には、「さいたま市がどうあってほしい、どのような市になってほしい」という多くの市民の夢を、自らの耳で聴き、集め、大いに語り合い、これらを実現するためにはどのような条例を創ればよいか、十分に議論を尽くしていただきたいと思っております。
- ・ 本委員会には、市民、関係団体、大学関係の方々がいらっしゃいますが、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から率直なご発言いただくとともに、より多くの市民の声を条例という形に集約・発展させていただきたいと思っております。
- ・ 結びに、委員の皆様には、1年以上の長きに渡り、大変なご苦労をお掛けするかと存じますが、私をはじめ、職員も精一杯サポートさせていただきますので、ご協力くださるようお願い申し上げます。委員会開催に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(所用のため市長退席)

4 委員、事務局等紹介

司会

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(本日の進め方、配布資料の確認)

(各委員、事務局、(株)地域総合計画研究所の自己紹介)

(株)地域総合計画研究所については、他自治体における自治基本条例の検討に携わった実績や専門性に基づき、本委員会への助言、資料・会議録作成等のサポートを行うため市から委託したものの。

5 正副委員長選出

司会

- ・ 資料2「さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱」の第4条では、「委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。」としている。
- ・ 委員長は本委員会の代表として、議事を進行し、意見の取りまとめ等を行う。
- ・ また、副委員長は、委員長をサポートし、委員長が不在の場合には、その代理を務めていただく。
- ・ それでは、まず、委員長の選任について、ご意見等あればどうぞ。

中津原委員

- ・ 大学教授の委員が4名いらっしゃるのので、その中からどなたかになってもらいたい。私も含めて市民の皆さんは様々な要望を持っているので、客観的な立場からまとめて頂きたいため。

(異議なし。了承された)

遠藤委員

- ・ 正副委員長は、それぞれ1名ずつとするのか。

司会

- ・ 委員長は1名、副委員長は特に決めていない。まずは委員長を選定して頂くこととする。それでは、これから10分間の休憩を挟み、その間に学識経験者の方同士で話し合ってください。

~休憩~

福島委員

- ・ 本日出席の3名の学識経験者で話し合った結果、私が委員長を引き受けることとなった。ただし、欠席の埼玉大学三宅委員の意向をお聞きしていないので、仮の委員長とさせて頂く。後日、三宅委員のご意向を聞いて正式に決めたい。

(異議なし。了承された)

- ・ それでは、これから、公平、公正に議事を進めたい。副委員長の選出について、他にご意見があればどうぞ。

【意見交換:副委員長の選出について】

東委員

- ・ 副委員長として、団体代表から伊藤委員を推薦する。

伊藤委員

- ・ この委員会は、どの程度の回数開催をするのか。行政関連の委員会に多数出席する予定があり、時間が取れない可能性が高い。できれば他の方をお願いしたい。

事務局

- ・ 公募の際には、月に2～4回程度とお伝えした。今後の進め方によるため開催頻度は未定。他自治体の事例を見ると、ばらつきはあるが、事務局としては検討委員会の皆さんに一から条例を検討して頂きたいので、それ相当の時間、作業が必要になると考えている。

富沢委員

- ・ 団体代表委員から1名、公募委員から1名という枠組みを提案する。その上で、本日は人選は行わず、お互いに話し合っただけで次回までに決めてはどうか。

(賛成の声多数)

高橋委員

- ・ 追加で提案したい。男女共同参画の観点から、副委員長のうち1名は女性としたらどうか。

【まとめ】

福島委員長

- ・ 委員長は、私、福島委員を仮置き委員長とし、後日、事務局が三宅委員のご意向を確認して決定する。
- ・ 副委員長は、団体代表委員から1名、公募委員から1名、計2名とする。この際、ジェンダーバランスに配慮し、公募委員からは女性を選出する。
- ・ 具体的な人選は次回行う。

6 議題

(1) 会議録の作成・公表について

事務局

(資料1「会議録の形式・公表について」説明)

【意見交換: 会議録の作成について】

福島委員長

- ・ ホームページへの公表を前提とした会議録について質問や議論をどうぞ。

中津原委員

- ・ 完全記録か要約記録か、発言者の氏名の記載の有無、この2つのポイントを組み合わせて4つのパターンがある。

東委員

- ・ 発言者の氏名の記載の有無について、「発言内容と氏名が公表されると活発な議論の弊害になる可能性がある」という記述が事務局の配布した書類にあるが、これは委員に対して失礼ではないか。傍聴可能であり公開の会議なのに、匿名にするというのは論理的に整合性がないし、匿名にする理由が成り立たないと思う。

内田委員

- ・ 完全記録か要約記録かについては、要約することは必要と思う。また、氏名は載せたい。

B委員

- ・ 会議録の目的は、多くの市民に対して、「この委員会でどんな話があったのか」を伝えること。そのための記録とは、ある程度要約されて、氏名の記載はないものをイメージする。

東委員

- ・ 完全記録の方が流れやニュアンスがよく伝わると思う。あとから確認、修正も可能であるのだから完全記録で記名でいいのではないかと思う。

小林委員

- ・ 要約記録を希望する。PTAでは、以前、完全記録でやっていたが、結局、何が話し合われ、何が決まったのか分かりにくい。量も膨大で読むのが困難だ。要点を要約した方が分かりやすい。
- ・ また、「井戸端会議」ではないが、そのような自由で活発な議論からいいアイデアが出てくるものだ。また、議論を通してその人の考えが変わってくることも多々ある。これを考えると、要約した方がこの会議の機運を高めるためにも効果的だ。

渡邊委員

- ・ 今後、部会に分かれることを想定しているが、その際は、自分が参加していない部会の様子もわかった方がいい。これからは一言一句大切な議論になると思う。できれば、完全記録を残したい。

吉川委員

- ・ 要約記録を希望する。もちろん、どちらもメリットデメリットがある。回数が限られている会議であれば完全記録でもいいかもしれない。しかし、今回の委員会はそうではない。完全記録による臨場感も大切だが、誤解を招くこともある。大切な部分のみ伝えることが大切ではないか。

中津原委員

- ・ 完全記録は残しておき、その上で要約記録をつけ、両方ともホームページに掲載するという案はどうか。

A委員

- ・ 要約をどこまで要約するかは別として、完全記録にする必要はないと感じる。要は、この会議の進行状況が伝わればよいと思う。我々の考えは途中で変わることがある。最初の意見が残っているために変な誤解をされることを懸念する。個人名無しの要約記録で良いと思う。

B委員

- ・ ホームページに載せるのは、市民が委員会の内容を知るためだ。完全記録では読んでくれないだろう。

高橋委員

- ・ 両方準備してはどうか。自治基本条例は重要な条例だ。どのように形成されたのか、後から見直す際にも、歴史的に残す意味があると思う。しかし、短期的には、要約記録が公表するのに相応しく、希望があれば完全記録も閲覧できるようにしてはどうか。

湯浅委員

- ・ 確認だが、完全記録が正確で、要約記録が不正確、というのは間違いだと思う。誰もがいつでも使いやすい、ということから要約記録を希望する。

遠藤委員

- ・ 事務局に質問だが、完全記録と要約記録は両方とも作成可能なのか。

事務局

- ・ 今回、厳しい予算で入札を行ったことはお伝えしておく。

- ・ また、さいたま市の他の会議を見ても様々な記録方法がある。事務局としては、よろしければ、要約記録とさせて頂きたい。そのサポートを行う地域総合計画研究所の皆さん、なにかご意見があればお願いします。

地域総合計画研究所

- ・ 完全記録を作成する場合、最も困るのは、各発言者に確認頂く際、発言内容を追加したり大幅に修正したりする方がいらっしゃることだ。
- ・ しかし、委員会の皆さんの主体的なご議論にお任せしたい。
- ・ 今回も念の為、録音をしているが、毎回、テープ起こしをするととなると予算的にも厳しいものがある。
- ・ また、話し言葉をそのまま文字にすることが必ずしも正確ではないことが多い。皆さんのご発言の趣旨をメモしておいた上で記録とさせて頂いただければと考えている。

中津原委員

- ・ 完全版と言っても、本当にテープのとおり、国会のように記録する必要はない。

東委員

- ・ 地域総合計画研究所の細田さんの説明のように、発言した趣旨がニュアンスも含めてきちんと記録されるのなら、完全記録と呼べると思うが。

小林委員

- ・ それではあいまいで議論が進まない。ここでは『完全記録＝テープ起こし』と定義しましょう。

A委員

- ・ 完全記録と要約記録の違いが分からない。私も『完全記録＝テープ起こし』と定義した方がいいと思う。

染谷委員

- ・ 定義がはっきりしない。この議論をそれぞれの方法で記録したのを見て、あらためて次回に議論してはどうか。

B委員

- ・ 他の公官庁のホームページで、完全記録の例を見たことがあるが、ちょっとした会話や冗談まで記述されていた。私はそれを完全記録と理解している。

【まとめ】

福島委員長

- ・ 完全記録か要約記録か、ということについては、今日の記録を完全記録と要約記録の2パターン作って頂く。
- ・ それを具体的に見ながら、あくまでも、ホームページで公表するかどうかという視点で次回検討する。
- ・ もう一点、発言者の氏名の記載の有無についてはどうか。

【意見交換:会議録への記名について】

細川委員

- ・ 一般公開しておいて発言者氏名を公表しないのは矛盾する、というのはその通りだろう。しかし率直に、一市民の発言が、インターネットを通じて不特定多数の人に公表されるのは抵抗がある。例えば「A委員、B委員」など匿名にした方が私は発言しやすい。

富沢委員

- ・ この論点も、次回、会議録が出来れば判断しやすくなるのではないか。

小林委員

- ・ どちらが良い悪いではなく、その決まりがあることによって、言いたいことが言えなくなる、そんな雰囲気会議になることを一番心配する。

伊藤委員

- ・ 名前を出すことは市民としての責任だ。文句は言うが実行しない人が最近多くなっている。言うからには責任を持ってほしい。

歌川委員

- ・ この委員会での発言が、後からさかのぼって法的責任を問われることはあるのか。

小林委員

- ・ 私たち公募市民は選挙によって選ばれた議員とは違うのだから、発言一つ一つに記名をする必要はない。

A委員

- ・ 自分の発言に責任を持つことは当然だし、皆さんその気持ちでいると思う。しかし、これから議論を重ねていく中で、みんなの意見を聞いて皆さんの意見も変わっていくだろう。はじめの発言が公表されているために誤解されるケースがあることを心配する。

渡邊委員

- ・ 議論の流れが大切だ。議会に出して制定しなければ条例として決定しないのだから、そういう意味では責任はない。だからこそ、名前を入れて、また、市民を巻き込んでつくる過程を大切にしたい。

高橋委員

- ・ 記名を希望する。意見が変わっていくのは当然のことで、最初の発言を後から問われることはない。後から説明すればいい話だ。

B委員

- ・ 無記名を希望する。名前が出る出ないは、責任ある発言となるかどうかに関係ない。記名したことによって議論が萎縮するようなことがあってはならない。

吉川委員

- ・ 私も無記名を希望する。20名という大きな委員会であり、これは市長はじめ事務局が大勢の市民で議論してほしいという思いの表れだろう。みんなの議論の中で創られていくことが大切だ。これが会議録としてオープンになればいい。誰の意見か、ということが大切なのではない。

小林委員

- ・ 私自身は氏名を出しても構わないが、あまり意味が無いと思う。皆意見が違う中で、ひとつのものをつくらなければならないのだから、誰が言ったのかではなく、プロセスが大切だ。

東委員

- ・ これは傍聴可能な公開の会議で、もしかしたら100人の傍聴者の前でわたしたちは発言することもありうる。会議録に名前を出さないということは、非公開にすることと同じである。会議は公開であるけれど会議録に名前を出さないというのは理屈が合わないのではないか。

小林委員

- ・ とはいえ、氏名を出すことに抵抗がある、控えたいという人がいる時点で、必ず氏名を出すことの意味があるのか。

A委員

- ・ 私も出しても構わないが、一番大事なことは議論のプロセスであって、誰が何を言ったかということは必要ないと思う。
- ・ 提案だが、それぞれの立場での発言であることが分かるように、「公募委員」「団体代表委員」「学識経験者委員」などと表記してはどうか。

【まとめ】

福島委員長

- ・ 発言者の氏名の記載の有無については、意見が分かれているため、次回、会議録を見てから判断することにする。

(2) 委員会の役割等について

事務局

(資料2「設置要綱」、資料3「傍聴要領」の説明)

中津原委員

- ・ 設置要綱の第2条の2「委員会は、前項の事務を遂行した結果を取りまとめ、市長に報告・・・」は最終的な結果を報告するものと理解できるが、第2条の3「委員会は、・・・、必要に応じて市長に報告するものとする。」では、目的語がないので何を報告するのか分からない。検討経過などのことか？

事務局

- ・ 検討経過など、遂行にあたって必要なことを広く含むような表現としている。中間報告、その他、いろいろな局面があると考えたため。表現を分かりやすく適切に修正したい。

高橋委員

- ・ 設置要綱第2条に関連して、この委員会が報告したものを市長が受け取った後どうするのか、といった記載がない。最悪の場合、放置される、ということも心配だ。

事務局

- ・ その点については、これ以降の議題において資料4、5を使ってご説明する準備がある。

福島委員長

- ・ 他に質問がないので、この議題についてはこれで終了とする。

(3) 自治基本条例制定基本方針について

事務局

(資料4「さいたま市自治基本条例制定基本方針」の説明)

渡邊委員

- ・ この制定基本方針は、策定されるまでのどれだけの議論があったのか。

事務局

- ・ 平成21年の途中から検討を開始し、他事例や参考文献を調べ、原案を作成した。その後、政策局内をはじめ市長との調整を行い、多々変更してこの形になった。他の自治体と共通する点もあるが、あくまでもさいたま市独自の方針である。

中津原委員

- ・ この方針は、これからの検討の前提とするのか。
- ・ また、これを見ると、議会のことは何も書かれていない。他自治体の自治基本条例では、市民、議会、行政の3つの主体について触れているものが多いようだ。さいたま市には議会基本条例があり、それとの関係についてはどう考えるのか。

事務局

- ・ 1点目の質問について、この方針は、行政内部でつくった条例制定に向けての基本的な方針にすぎないと考えている。条例の目的や効果などを記載しているが、実際にどのような条例が望ましいのか皆さんで検討頂ければと考えている。
- ・ 2点目の質問について、学者によっては自治基本条例には当然議会も入るべきとする考えもあるが、分かりやすくするため広い意味で「行政」とした。

渡邊委員

- ・ 越谷市では、市民が頑張っって条例案をつくったのに、議会条項がカットされるなど、「行政側に骨抜きにされた」と聞いていて、これを心配している。さいたま市ではしっかり議論したいと思う。

富沢委員

- ・ 草加市では「みんなでまちづくり自治基本条例」などユニークな名称を付けている例もある。メインのコンセプトは「市民自治の確立」だと思う。自治基本条例は、そのための前提となる条例だ。名称を「市民自治基本条例」などとすることを提案したい。

小林委員

- ・ 第1回目でここまで内容の議論に入るとは思わなかったが、「市民」の定義がはっきりしない今の段階で名称に「市民」を入れるといった議論はできないと思う。

福島委員長

- ・ あくまでもこれは基本方針案としておきたい。議論をしていく上での一つの叩き台、皆さんの出発となるものとして、特に公募市民の方に対して、非常に見やすく事務局がまとめてくださった。これを一つの案として、今後議論を進めていきたい。

(4) 今後の進め方について

事務局

- ・ 本日の予定終了時刻を過ぎているため、この議題を次回の検討事項としたいと考えている。

(賛成の声多数により決定)

福島委員長

- ・ それでは、次回と次々回の日程について、事務局から提案をどうぞ。

事務局

- ・ 次回(第2回): 5月15日(土) 10:00~12:15。本日に続き、副委員長の選出、会議録、検討委員会の進め方について検討頂いた後、埼玉大学教授の三宅委員から他自治体での自治基本条例づくりのご経験をお話頂くことを考えている。

- ・ 次々回（第3回）：5月25日（火）18：45～21：00

伊藤委員

- ・ 15日は欠席、25日は遅刻とさせて頂く。

C委員

- ・ 15日は欠席する。

遠藤委員

- ・ 途中退席は可能なのか。

事務局

- ・ 全員の出席は困難であり、ご都合によって欠席、遅刻や早退も仕方ないこと。
- ・ 次回については、15日（土）以外に16日（日）も候補として挙げる。

内田委員

- ・ ここで決めてしまった方がいい。

吉川委員

- ・ 両方とも欠席する。

福島委員長

- ・ 全員出席できる日程を探すのは無理なので、人数の多いところで決めたい。
(挙手により、15日の出席者が多かったため決定)

東委員

- ・ 次回以降の日程についての提案をしたい。今回のように前の月になっての日程調整は、皆さん難しいことが多いと思う。できれば、原則の曜日を定めるなどしたほうが予定が立てやすく出席しやすいのではないかと。次回の議題としていただきたいと思う。

内田委員

- ・ 時間帯を決めることはできるのか。

事務局

- ・ 平日の昼間は仕事をされていて参加できない方が多い。公募の際は、平日夜または休日に開催する、と呼びかけた経緯がある。

【まとめ】

福島委員長

- ・ 今後の日程はなるべく決められるようにお願いします。
- ・ 次回（第2回）：5月15日（土）10：00～12：15。本日に続き、副委員長の選出、会議録、検討委員会の進め方等について検討後、埼玉大学教授の三宅委員から他自治体での自治基本条例づくりのご経験をお話頂く。
- ・ 次々回（第3回）：5月25日（火）18：45～21：00。
- ・ 検討委員会の運営体制が整うまでは、事務局と協議して準備を進める。

7 その他

内田委員

- ・ 5月30日の北区でのタウンミーティングについて、参加申し込み人数を教えてください。

事務局

(資料6 「記者発表資料 平成22年度さいたま市タウンミーティング(前期)を開催します」の説明)

- ・ 5月30日の申し込み状況は、北区と西区それぞれ15～16名となっている。
- ・ 申し込み期間は過ぎたが、席に余裕がある。また、委員の皆さんには、ぜひご参加をお願いしたい。

伊藤委員

- ・ 5月30日は、埼玉県の「ゴミゼロ運動」の日であり、以前から分かっているのに、なぜこの日を選んだのか。県や行政内部で横の連携が出来ていないのでは。

事務局

- ・ タウンミーティングの日程を設定したのは他の所管であり詳細は分からないが、市長の予定と合わせて設定したと思われる。

伊藤委員

- ・ 自治基本条例の制定方針に「市民と行政の協働」といった理念を掲げているのだから、こういうことも協力してくれないと困る。

事務局

- ・ 今のご意見を所管に申し伝えたい。

8 閉会

司会

- ・ それでは、次回委員会は5月15日の開催とし、会場と併せて後日ご案内を送付する。
- ・ これで、「第1回さいたま市自治基本条例検討委員会」を終了とする。ありがとうございました。